

介護分野

介護分野就職支援金貸付事業 貸付申請の手引き

貸付決定まで大切に保管してください

【書類の提出先及び問合せ先】

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
北海道福祉人材センター
(無料職業紹介事業所)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地
かでる2. 7 3階

TEL 011-272-6662

※申請書等の各様式は、

北海道社会福祉協議会北海道福祉人材センターのホームページから
ダウンロードできます。 **URL** <http://hfjc.jp>

《 目 次 》

I	事業の概要		1 P
1	貸付対象者について		
2	貸付申請の受付について		
3	貸付額および対象経費等について		
4	連帯保証人について		
5	返還の免除について		
II	貸付申請手続きと貸付決定について		5 P
1	貸付申請の方法		
2	貸付決定・貸付金送金について		
III	返還債務の免除について		7 P
IV	返還について		8 P
1	返還が発生する事由		
2	返還債務の履行の猶予		
3	延滞利子について		
V	北海道福祉人材センター・バンクの届出・登録について		9 P
VI	貸付等の流れ（フローチャート）		10 P
VII	様式集		12 P

I 事業の概要

北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）では、他業種等で働いていた方が、介護職員初任者研修以上の研修を修了し、介護分野に介護職員等【注1】として、就職する際に必要な経費を貸付けします。

なお、この貸付金は、北海道内の介護サービス事業所・施設で2年間、介護職員等【注1】として従事した場合、返還が免除されます。

10 ページ「貸付等の流れ(フローチャート)」参照

1 貸付対象者について

次の（１）から（５）の基準の全てを満たす方。

（１）次のいずれかの資格を有している方

ア）介護福祉士

イ）介護福祉士実務者研修修了

ウ）介護職員初任者研修、訪問介護員（ホームヘルパー）１級課程、訪問介護員（ホームヘルパー）２級課程、介護職員基礎研修のいずれかを修了

エ）介護福祉士養成施設卒業者

（２）北海道内に所在する介護サービス事業所・施設において介護職員等【注1】として就職もしくは内定した方

※「就職」とは、直接雇用（派遣労働者等は除く）で週２０時間以上の勤務を指します。

※「内定」の場合、貸付を受けた日から６ヶ月以内に就労を開始し、業務従事届【別記第９号様式】の提出が必要です。６ヶ月以内に就労を開始できなかったときは、返還していただきます。

（３）直近の離職日から、介護職員等【注1】として就職する前日までに、北海道福祉人材センター・バンクに氏名および住所等の届出（以下「介護の資格届出制度」【注2】という。）または求職登録【注2】を行いかつ、別に定める様式により申請した方

（４）前職(直近の勤務先)が介護職員等ではない方

（５）「離職した介護人材の再就職準備金」、「障害福祉分野就職支援金」および国や地方自治体の類似の事業等の給付・貸付を受けていない方【注3】

4 ページ「貸付対象者【早見表】」参照

就職(内定)後に研修を受講する場合も申請が可能な場合があります

- ・北海道内に所在する介護サービス事業所・施設に介護職員等として就職後、介護職員初任者研修以上を受講し、２年以内に研修修了証の提出および介護の資格届出制度に登録することを要件に、研修終了前に就職支援金を貸し付けることも可能です。
- ・研修を修了した日から２年（在職期間７３０日以上かつ従事日数３６０日以上）の間、引き続き介護職員等として従事した場合は、返還が免除されます。
- ・貸付けを受けた日から２年以内に介護職員初任者研修以上を修了しなかった場合は、返還となります。

2 貸付申請の受付について

申請は、雇用開始日から3ヶ月以内です。※内定日以降申請可
これを過ぎると申請の受付ができませんのでご注意ください。

3 貸付額および対象経費等について

(1) 貸付額および貸付回数

①貸付額は、200,000円と申請額のいずれか少ない方の額とします。

※1人1回限りの貸付けとし、1,000円未満は切り捨てとします。

②貸付金は、無利子です。ただし、返還期限を過ぎると延滞利子が発生します。

(2) 対象経費

介護職員等として、就職する際に必要となる次の経費に充当するものに限りです。

①子どもの預け先を探す際の活動費

②介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

③介護職員等として働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる鞆等の被服費

④敷金、礼金または転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

⑤通勤用の自転車またはバイクの購入費

⑥その他、就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

(3) 申請する際に、介護分野就職支援金利用計画書【別記第17様式】において、借入の目的（使途）と金額を明らかにしていただきます。なお、貸付決定後に貸付金の利用計画について虚偽の内容が発見された場合には、貸付契約が解除となり貸付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

※生活費は対象となりません（就職活動中の休業補償も対象外です）。

※申請された金額が妥当であるか、お問合せまたは領収書の提出を求める場合があります。

4 連帯保証人について

貸付希望者は、連帯保証人を立てなければなりません。

※連帯保証人は、貸付希望者（借受者）と全く同じ返済義務を負います。

(1) 連帯保証人は下記の方でなければなりません。

①連帯保証人は、独立の生計を営む成年者

②貸付希望者が未成年者である場合の連帯保証人は、法定代理人

(2) 道社協は、連帯保証人について債務負担能力に欠けると判断したときは、貸付希望者または貸付金を受けた者（以下「借受者」）に対し別途連帯保証人を立てさせることができることとします。

5 返還の免除について

北海道内の介護サービス事業所・施設に介護職員等として就労した日から、北海道内において2年（在職期間730日以上かつ従事日数360日以上）の間、引き続き介護職員等の業務に従事した場合は、返還が免除されます。

なお、就職（内定）後に研修を受講した場合は、研修を修了した日から2年（在職期間730日以上かつ従事日数360日以上）の間、引き続き介護職員等の業務に従事

した場合は、返還が免除されます。

【注1】 ①介護職員等とは、居宅サービス等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業（同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）もしくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士法及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者を指します。

②主たる業務が介護等と認められない職種

生活相談員、支援相談員等の相談業務を行う職種、職業指導員、作業指導員、就労支援員、相談員、警備員、運転手、事務員、介護支援専門員、調理員、看護師、理学療法士、作業療法士 等

【注2】 就職前に北海道福祉人材センター・バンクに介護の資格届出制度または求職登録（有効であること）が必要です。届出・求職登録の手続きについては 9 ページをご覧ください。

なお、就職（内定）後に研修を受講し貸付を受ける場合は、就職後、介護職員初任者研修以上を受講し、2 年以内に研修修了証の提出および介護の資格届出制度に登録することが必要です。

※ 1 ページの 1（1）のうち、「介護の資格届出制度」の対象とならない資格については、求職登録（有効であること）が必要です（ただし、貸付申請時に就職もしくは内定した方は北海道福祉人材センターにお問い合わせください）。

【介護の資格届出制度の対象とならない資格】

ケ) 介護福祉士養成施設卒業者

【注3】 国や地方自治体の類似の事業等とは、北海道異業種チャレンジ奨励事業等を指します。また本資金と同種の用途である貸付・給付を受けたことのある方は申請できません。

なお、生活保護を受給している方は、担当のケースワーカーへ申請について相談してください。

貸付対象者【早見表】

前職(直近の勤務先)が介護職員等ではない

いいえ

はい

介護職員初任者研修以上の研修を修了した(修了予定含む)

いいえ

はい

北海道内の介護サービス事業所・施設で介護職員等として就職が決定(内定含む)した

※就職とは、直接雇用(派遣労働者等は除く)されており、週20時間以上勤務する就労を指します

いいえ

はい

雇用開始日までの間に、北海道福祉人材センター・バンクに氏名および住所等の届出(以下「介護の資格届出制度」という。)または求職登録(有効であること)を行っている

いいえ

はい

連帯保証人(1名)を立てることができる

※連帯保証人は、独立の生計を営む成年者及び貸付希望者が未成年である場合は法定代理人でなければなりません

いいえ

はい

今回の貸付以外に「離職した介護人材の再就職準備金」、「障害福祉分野就職支援金」及び国や地方自治体の類似の事業等の給付・貸付を受けていない

いいえ

はい

貸付対象となり得ます

必要書類を添えて貸付申請書を提出してください

申請は、雇用開始日から3ヶ月以内です。※内定日以降申請可

※提出書類をもって審査を行い、貸付の可否を決定します

×貸付対象外

【注】就職(内定)後に研修を受講する場合は、
・2年以内に研修修了証の提出および介護の資格届出制度に登録を要件に研修終了前に貸し付けることが可能です。
・貸付けを受けた日から2年以内に修了しなかった場合は、返還となります。

Ⅱ 貸付申請手続きと貸付決定について

1 貸付申請の方法

貸付申請にあたっては、次の必要書類を道社協まで提出いただきます（郵送の場合は、「簡易書留」でお送りください）。

道社協は、申請内容を審査し、貸付の可否を決定します。不明な点がある場合などは貸付希望者に問い合わせや下記書類以外に追加書類の提出を求める場合があります。

なお、貸付決定額が年間の予算額上限に達した場合は、申請をお断りすることがありますので予めご承知おきください。

（1）貸付申請時に必要な書類

	必要書類	申請者	連帯保証人
①	介護分野就職支援金貸付申請書【別記第1－2号様式】	○	
②	介護分野就職支援金利用計画書【別記第17号様式】	○	
③	資格者証・修了証明書等の写し	○	
④	介護分野就職支援金雇用(内定)証明書【様式道社協①号】	○	
⑤	住民票（原本） ※マイナンバー、住民票コード、備考欄の記載がないもの	○	○
⑥	戸籍謄本（原本）	○	
⑦	連帯保証人の生計状況（所得）が確認できる書類 ※源泉徴収票（写）、課税証明書（原本）、所得証明書（原本）、確定申告（写）等		○

※⑤住民票、⑥戸籍謄本は、発行から3ヵ月以内のものに限ります。

※⑦課税証明書、所得証明書は、所得の種類・金額が明記されるように市区町村役所に申請してください（収入・金額等が“***”アスタリスク等で目隠しされているもの、課税・非課税のみの証明では受付ができません）。

（2）貸付申請書類についての留意事項

①就職（内定含む）しているが、介護職員初任者研修以上の研修が修了していない方は、貸付けを受けた日（借用証書記載日）から2年以内に資格者証・修了証明書等の写しを提出してください。

②記入例を参考に記入してください。

③文字の訂正は、訂正箇所を二重線で消して訂正印（介護分野就職支援金貸付申請書【別記第1－2号様式】で使用した印鑑）を押し、書き直してください。

※こすると消えるボールペンや修正テープは使用しないでください。

④介護分野就職支援金貸付申請書【別記第1－2号様式】下段の「貸付希望者氏名」「連帯保証人氏名」は、必ず、それぞれご自身による署名押印をお願いします。

⑤申請書類等に記入漏れがある場合、必要書類の添付漏れがある場合には、申請書を受理できませんので、提出前によく確認してください。

(3) 貸付申請の受付について

申請は、**雇用開始日から3ヶ月以内**です。 ※内定日以降申請可
これを過ぎると申請の受付ができませんのでご注意ください。

2 貸付決定・貸付金送金について

道社協は、申請内容を審査し、貸付けの可否を決定します。不明な点がある場合などは貸付希望者に問い合わせや追加書類の提出を求める場合もあります。

(1) 貸付けの可否については、道社協から文書にて貸付希望者に通知します。

貸付審査の結果、不承認となる場合があります。不承認の場合、その理由は開示しません。また、借入額の減額等、ご希望に添えない場合があります。

(2) 貸付決定を受けた貸付希望者には下記の書類を提出いただきます。

各様式は、貸付決定者に送付します。

①介護分野就職支援金借用証書（連帯保証人の連署が必要）【別記第3－2号様式】

②貸付希望者（未成年の場合は除く）および連帯保証人の印鑑登録証明書

③介護分野就職支援金口座振込指定書【様式道社協②号】

④業務従事等届【別記第9号様式】

⑤返還債務の履行猶予申請書【別記第15号様式】

※内定の時点で貸付決定を受けた方は、④業務従事等届、⑤返還債務の履行猶予申請書は、介護職員等として業務の従事を開始してから提出してください（貸付けを受けた日（借用証書記載日）から6ヶ月以内）。

(3) 道社協は貸付希望者から上記（2）①②③の書類が提出されたのを受けて、貸付金を一括で交付します（貸付希望者が指定した銀行口座に口座振込みします）。

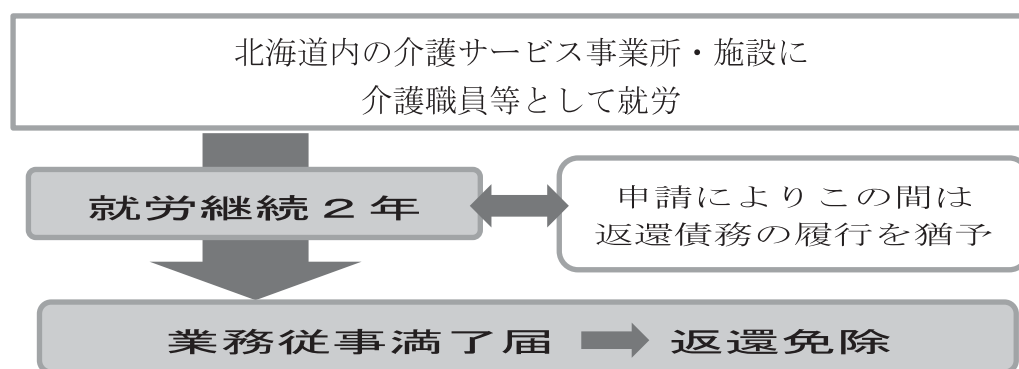
Ⅲ 返還債務の免除について

次のいずれかに該当する場合は、返還債務を免除します。

- (1) 北海道内の介護サービス事業所・施設に介護職員等として就労した日から、北海道内において2年^[注4]の間、引き続き介護職員等の業務に従事した場合は、返還が免除されます。

なお、就職(内定)後に研修を受講した場合は、研修を修了した日から2年^[注4]の間、引き続き介護職員等の業務に従事した場合は、返還が免除されます。

(この業務に従事する2年間は、返還債務の履行猶予申請を行うことにより貸付金の返還が猶予されます。)



※法人における人事異動等または他種の養成施設等における修学^[注5]、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由^[注6]により介護職員等の業務に従事できなかった期間が生じた場合は、上記期間には算入しませんが、引き続き返還免除対象業務に従事していることとして取扱います。よって、これら従事できなかった期間を除いて2年間就労継続した場合に返還債務が免除となります。

※また、介護職員等としての就労を中断するに至った場合において、新たな就職先を探している場合など、当該中断の生じた日から1年以内に再び介護職員等として就労することが確実であると認められるときは、引き続き介護職員等の業務に従事しているものとみなしますが、上記期間には算入しません。よって、これら従事できなかった期間を除いて、当初の就労先と新たな就労先での介護職員等の業務への従事期間を合算して2年間の就労継続となった場合に返還債務が免除となります。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

[注4] 2年とは、「**在職期間が通算730日以上**」であり、かつ、「**業務に従事した期間(日数)が360日以上**」を指します。なお、ホームヘルパー等の業務に従事した方に係る在職期間については、市町村および有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとします。

[注5] 他種の養成施設等における修学とは、介護福祉士養成施設および実務者研修施設卒業者が社会福祉士養成施設に修学することを指します。

[注6] その他やむを得ない事由とは、例えば、育児休業等により返還免除対象業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合などが該当します。

Ⅳ 返還について

資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められ貸付契約が解除されたときなど、一定の状況に該当する場合には貸付金を返還いただきます。

1 返還が発生する事由

次のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学【注5】、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由【注6】がある場合を除く。）には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① 次の事由により、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められ貸付契約が解除されたとき
 - ・虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
 - ・借受者または連帯保証人の破産手続開始等により適正な債権管理ができないと認められるとき
 - ・その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- ②道内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 返還債務の履行の猶予

返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は、申請することにより返還の猶予が可能です。

- ①道内の介護サービス事業所・施設で介護職員等の業務に従事しているとき
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

3 延滞利子について

正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

V 北海道福祉人材センター・バンクの届出・登録について

ネットで
検索！

Web サイト「福祉のお仕事」にアクセス

(メールアドレスをお持ちの方、スマートフォン可)

福祉のお仕事



① 届出をするをクリック



《届出対象資格・研修》

- ・介護福祉士
- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修
- ・旧ホームヘルパー 1・2 級
- ・旧介護職員基礎研修 他



<https://www.fukushi-work.jp/>

ご不明な点はお気軽にお問合せください！



② 新規登録から画面にしたがって、 介護福祉士等の資格の届出をして ください。

《入力手順》

- 1) マイページを申請する
・メールアドレスなどの必要事項を入力する
・利用規約を表示して、同意する
- 2) メールアドレス宛に届いた登録画面の
URL をクリックする
- 3) 利用者情報を入力する
※パスワードや氏名・住所など
- 4) 入力内容を確認後、登録ボタンをクリック

届出すると

★介護の仕事に関する様々な情報をメール
でお送りします。(福祉・介護に関するニユ
ースや、職場体験のサポートなど)

③

求職活動中の方は

届出情報の登録完了後、マイページにログイン

仕事を探す → 求職票管理 → 求職票登録
→ 登録する都道府県にチェック

希望の雇用条件等を入力してください。

登録すると

- ★「福祉のお仕事」サイトで公開している求人票に
応募することができます。
- ★求人内容へのご質問や施設見学、面接日の調整
等、施設・事業所と連絡をとり調整します。
- ★スカウトサービスを利用すると、求人事業所から
求人のお誘いがメールで届きます(お名前や電
話番号など、個人情報提供されません。)



※インターネット環境のない方は、センターより専用の用紙を郵送しますので、ご連絡ください。

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

北海道福祉人材センター

住所

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 3階

☎ 011-272-6662



バンク 全道6カ所の福祉人材バンク

全道6カ所にある福祉人材バンクは福祉人材センターと同様に求人・求職の取り扱い、相談業務を行っています。福祉人材センター・バンクには担当エリアがありますが、まずは、お近くの人材センター・バンクにお気軽にご相談ください。

①函館市社会福祉協議会
函館市福祉人材バンクTel.0138-23-8546

④帯広市社会福祉協議会
帯広市福祉人材バンクTel.0155-27-2525

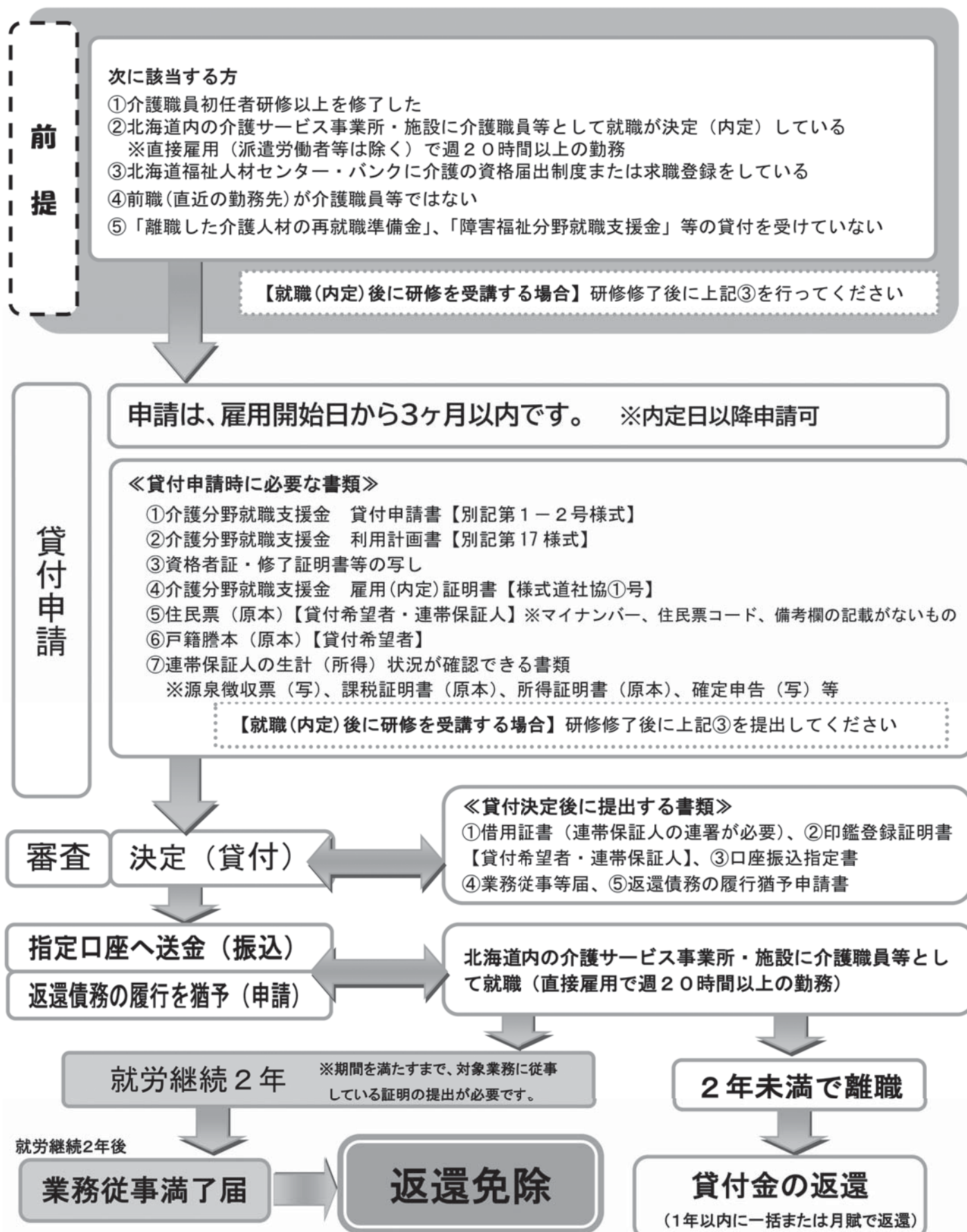
②旭川市社会福祉協議会
旭川市福祉人材バンクTel.0166-23-0138

⑤北見市社会福祉協議会
北見市福祉人材バンクTel.0157-22-8046

③釧路市社会福祉協議会
釧路市福祉人材バンクTel.0154-24-1686

⑥苫小牧市社会福祉協議会
苫小牧市福祉人材バンクTel.0144-32-7111

Ⅵ 貸付等の流れ（フローチャート）



提出が必要な書類一覧

○介護分野就職支援金

事 項	時 期	必 要 な 書 類 等
研修を修了し就職が決定（就労中）している方	申請時	P 5-1-(1) 貸付申請時に必要な書類 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦
	貸付決定後	P 6-2-(2) 貸付決定後に提出する書類 ①、②、③、④、⑤
研修を修了し内定している方	申請時	P 5-1-(1) 貸付申請時に必要な書類 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦
	貸付決定後	P 6-2-(2) 貸付決定後に提出する書類 ①、②、③
	就労開始後	P 6-2-(2) 貸付決定後に提出する書類 ④、⑤ ※貸付を受けた日から6ヶ月以内に提出
研修を修了予定で就職が決定（就労中）している方	申請時	P 5-1-(1) 貸付申請時に必要な書類 ①、②、④、⑤、⑥、⑦
	貸付決定後	P 6-2-(2) 貸付決定後に提出する書類 ①、②、③、④、⑤
	研修修了後	P 5-1-(1) 貸付申請時に必要な書類 ③ ※貸付を受けた日から2年以内に提出
研修を修了予定で内定している方	申請時	P 5-1-(1) 貸付申請時に必要な書類 ①、②、④、⑤、⑥、⑦
	貸付決定後	P 6-2-(2) 貸付決定後に提出する書類 ①、②、③
	就労開始後	P 6-2-(2) 貸付決定後に提出する書類 ④、⑤ ※貸付を受けた日から6ヶ月以内に提出
	研修修了後	P 5-1-(1) 貸付申請時に必要な書類 ③ ※貸付を受けた日から2年以内に提出

VII 様式集

様式番号等	様式名
別記第 1－2 号 様式	介護分野就職支援金 貸付申請書
	介護分野就職支援金 貸付申請書 <記入例>
別記第 17 号様式	介護分野就職支援金 利用計画書
	介護分野就職支援金 利用計画書 <記入例>
道社協①号	介護分野就職支援金 雇用(内定)証明書
	介護分野就職支援金 雇用(内定)証明書 <記入例>
—	介護分野就職支援金 貸付申請時チェックシート

様式はコピーしてご利用ください。

※北海道福祉人材センターのホームページから
ダウンロードすることができます。

URL <http://hfjc.jp>

介護分野就職支援金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借 付 希 望 者	フリガナ			生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	氏名					
	連絡先	〒 ー			自宅	ー ー
		※転居予定の方は、転居先の住所も併せて記載してください。			携帯	ー ー
	債務額	債務の有無		※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。		
	有 ・ 無					
他制度の利用状況	北海道異業種チャレンジ奨励金					
		有 ・ 無				
連 帯 保 証 人	フリガナ			生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	氏名				貸付希望者との関係	
	連絡先	〒 ー				自宅
					携帯	ー ー
	債務額	負債の有無		債務整理の状況		
	有 ・ 無		予定なし ・ 個人再生手続中 ・ 破産免責手続中			
		※ありの場合は、借入先・借入額・借入目的・借入開始日・残額・月々の返済額・滞納額を明記した書類を作成し、申込時に併せて提出して下さい。				
貸付希望金額		円 （20万円以内）※千円未満は切り捨ててください。				
同意事項		1. 事業の目的を達成するために必要な範囲において、行政機関またはその他関係機関に個人情報を提供し、または、取得・共有すること。 2. 本資金は、審査の上、貸付の可否を決定するため、審査の結果、希望に添えない場合があること。また、不承認になった理由は開示できないこと。				
上記について同意の上、介護分野における介護職員等として道内で就職することを目的に必要な経費に係る支援金の貸付を申請します。						
貸付希望者氏名（自署）					㊟	
連帯保証人氏名（自署）					㊟	

		貸付希望者氏名			
職歴					
就労期間	会社または事業所名	所在地	業務内容		

介護分野就職支援金貸付申請書

令和〇年7月1日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

借付希望者	フリガナ	ホッカイ ハナコ		生年月日	昭和60年4月1日生(37歳)				
	氏名	北海 花子							
	連絡先	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでのマンション1号室 ※転居予定の方は、転居先の住所も併せて記載してください		自宅	011-xxx-xxxx				
	債務額	債務の有無 有・ 無		携帯	090-xxxx-xxxx				
連帯保証人	他制度の利用状況	北海道異業種チャレンジ奨励金 有・ 無		「連絡先」欄には、住民票に記載されている住所を記入してください。また、記入された住所に貸付可否通知を郵送します。					
	フリガナ	サッポロ タロウ					生年月日	昭和38年5月5日生(59歳)	
	氏名	札幌 太郎					貸付希望者との関係	父親	
	連絡先	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 西タウンマンション101号					自宅	011-xxx-xxxx	
	債務額	負債の有無 有 ・無		債務整理の状況 予定なし・個人再生手続中・破産免責手続中					
	「有」の場合は、別紙にて債務状況を提出してください。								
	貸付希望金額	200,000 201,000 円 (20万円以内) ※千円未満は切り捨ててください							
	同意事項	1. 事業の目的を達成するために必要な範囲において、貸付、または、取得・共有すること。 2. 本資金は、審査の上、貸付の可否を決定するため、審査結果が不承認になった場合は、不承認になった理由は開示できないこと。							
訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消して訂正印(介護分野就職支援金貸付申請書【別記第1-2号様式】で使用した印鑑)を押し、書き直してください。									
上記について同意の上、介護分野における介護職員等として道内で就職することを目的に必要な経費に係る支援金の貸付を申請します。									
「貸付希望者氏名」「連帯保証人氏名」は、必ず、それぞれが署名し、重ならないように押印をお願いします。									
貸付希望者氏名(自署) 北海 花子 									
連帯保証人氏名(自署) 札幌 太郎 									

		貸付希望者氏名	北海 花子
職 歴			
就労期間	会社または事業所名	所在地	業務内容
平成20年4月1日～ 平成25年3月31日迄	株式会社北海道会	札幌市北区△条△△丁目 △番△号	事務職
平成26年4月1日～ 平成28年1月31日迄	有限会社さっぽろ	千歳市××町××番地	営業職
平成30年4月1日～ 令和3年9月30日迄	〇〇工業株式会社	札幌市南区南〇〇条 西〇〇丁目△△番△号	事務職

別記第 17 号様式（要綱第 5 関係）

介護分野就職支援金利用計画書

年 月 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

以下のとおり、介護分野就職支援金利用計画を提出します。

ふりがな 氏 名		性 別 男 ・ 女	生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー 日中の連絡先（自宅・携帯） ー メールアドレス			
修了した研修名				
研修修了日	年 月 日 (年 月 日)		※就職と同時に研修を受講する場合、上段に研修修了予定日を記載し、下段のカッコ書きに研修受講予定日を記載すること。	
研修実施機関名				
借入希望金額	金 円 ※千円未満は切り捨ててください。			
借入の目的 ※ 該当する()に○をつけてください。	() 子どもの預け先を探す際の活動費		円	
	() 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費又は参考図書等の購入費		円	
	() 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費		円	
	() 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用		円	
	() 通勤用の自転車又はバイクの購入費		円	
	() その他 ()		円	
就職予定年月日	年 月 日			
就職先の事業所名				
直近の退職年月日 (離職者に限る。)	年 月 日			
	本貸付については、北海道福祉人材センター・バンクに介護の資格届出又は求職登録が必要となります。届出・登録の状況について () に○を付けて下さい () 届出又は求職登録 済み () 届出していない → 北海道福祉人材センターに御連絡ください			
前 職 名				

照会先

貸付事業について

北海道社会福祉協議会
TEL 011-272-6662

介護の資格届出制度または求職登録について

北海道福祉人材センター
TEL 011-272-6662

介護分野就職支援金利用計画書

令和〇年 7 月 1 日

社会福祉法人北海道社会福祉協議会長 様

以下のとおり、介護分野就職支援金利用計画を提出します。

ふりがな 氏 名	ほっかい はなこ 北海 花子	性 別 男・女	生年月日	昭和 60 年 4 月 1 日
住 所	〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 かでるマンション 1 号室 日中の連絡先（自宅・携帯） 090-XXXX-XXXX メールアドレス OOOO@△△△△.or.jp			
修了した研修名	介護職員初任者研修			
研修修了日	令和 4 年 6 月 1 日 (年 月 日)	※就職（内定）後に研修を受講する場合、上段に研修修了予定日を記載し、下段のカッコ書きに研修受講予定日を記載すること。		
研修実施機関名	介護ケアカレッジ	提出書類「資格者証・修了証明書等」と一致するように記入してください。		
借入希望金額	金 200,000 円 ※千円未満は切り捨ててください。			
借入の目的	() 子どもの預け先を探す際の活動費		円	
	(○) 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費または参考図書等の購入費		30,000 円	
	(○) 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる鞆等の被服費		50,000 円	
※ 該当する()に○をつけてください。	() 敷金、礼金または転居費など転居を伴う場合に必要となる費用		円	
	(○) 通勤用の自転車またはバイクの購入費		121,000 円	
	() その他 ()		円	
就職予定年月日	令和〇年 8 月 1 日			
就職先の事業所名	社会福祉法人かでる会 ケアステーションさっぽろ			
直近の退職年月日 (離職者に限る。)	令和 3 年 9 月 30 日			
	本貸付については、北海道福祉人材センター・バンクに介護の資格届出または求職登録が必要となります。届出・登録の状況について () に○を付けて下さい (○) 届出または求職登録 済み () 届出していない → 北海道福祉人材センターに御連絡ください			
前 職 名	〇〇工業株式会社 事務職			

照会先

貸付事業について

介護の資格届出制度または求職登録について

北海道社会福祉協議会
TEL 011-272-6662北海道福祉人材センター
TEL 011-272-6662

前職の会社(事業所名)と職名(業務内容)を記入してください。

介護分野就職支援金 雇用（内定）証明書

被 雇 用 者 名											
生 年 月 日		年 月 日生									
雇 用 形 態		☐ 正職員 ☐ 正職員以外 ☐ その他（ _____ ）									
雇用契約内容【注1】		週当たりの労働時間 週 _____ 時間勤務									
採用（内定）年月日		採用(内定)日		年 月 日							
		雇用開始日		年 月 日							
期 間 終 了 日		年 月 日 ※雇用期間に定めがある場合のみ									
勤務場所【注2】	法 人 名										
	施 設 ・ 事 業 所 名										
	サ ー ビ ス 種 類										
	介護保険の事業所番号										
	施設・事業所所在地	〒									
職種・業務内容【注3】		職 種									
		業 務 内 容		の業務に従事							

職員の採用について上記の通り証明します。

証 明 年 月 日 _____ 年 月 日

 施設・事業所
 所在地及び名称
 代表者職名・氏名

印

証明書作成者所属・氏名 _____

連絡先電話番号 (_____) _____

【注1】 週当たりの労働時間が20時間未満の場合は、貸付対象外です。

【注2】 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）もしくは第一号通所事業（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所が貸付対象です。

【注3】 上記【注2】に該当する事業所・施設において、介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士法及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の方が貸付対象です。

介護分野就職支援金 雇用（内定）証明書

被雇用者名		北海 花子									
生 年 月 日		昭和60年 4 月 1 日									
雇用形態		☒ 正職員 ☐ 正職員以外 ☐ その他（ ）									
雇用契約内容【注1】		週当たりの労働時間 週 40 時間勤務									
採用（内定）年月日		採用(内定)日		令和〇年 6 月 1 日							
		雇用開始日		令和〇年 8 月 1 日							
期 間 終 了 日		年 月 日								※雇用期間に定めがある場合のみ	
勤務場所【注2】	法 人 名	社会福祉法人かでの会									
	施 設 ・ 事 業 所 名	ケアステーションさっぽろ									
	サ ー ビ ス 種 類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
	介護保険の事業所番号	0	1	△	△	△	△	△	△	△	
	施設・事業所所在地	〒060-〇〇〇〇 札幌市中央区北△条西△△丁目×番地×号									
職種・業務内容【注3】		職 種	訪問介護員								
		業 務 内 容	訪問介護 の業務に従事								

訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
※証明印と同じ印を訂正印として使用してください。

職員の採用について上記の通り証明します。

証 明 年 月 日 令和〇年 6 月 30 日

証明印は、代表者の印を押印してください。

施設・事業所 社会福祉法人かでの会
所在地及び名称 ケアステーションさっぽろ
代表者職名・氏名 管理者 北海 桜子
証明書作成者所属・氏名 総務課 鈴木 梅子

管さテケ
理っシア
者ぽ
印るス

連絡先電話番号 (0 1 1) 1 2 3 — 4 5 6 7

【注1】 週当たりの労働時間が20時間未満の場合は、貸付対象外です。
【注2】 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）もしくは第一号通所事業（同法第115条の45第1項第2号イに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所が貸付対象です。
【注3】 上記【注2】に該当する事業所・施設において、介護職員その他主たる業務が介護等（社会福祉士法及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の方が貸付対象です。

介護分野就職支援金 貸付申請時チェックシート

書類提出の際には、こちらのチェックシートで記載漏れ、添付書類の漏れがないか必ず確認してください。

期限内に提出されたとしても、書類に不備がある場合は、受付できません。

本会から問い合わせさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。（電話 011-272-6662）

◆注意事項◆

- ☐ 消えないボールペンで記入してください。こすると消えるボールペンは使用できません。
- ☐ 修正テープや修正インクでの修正はできません。修正をする場合は、二重線で消し、訂正印を押してください。

書類	確認項目	チェック欄
貸付申請書 〔別記第 1-2 号様式〕	☐ 記入もれ（記入例参照）、押印もれがないか確認してください。 ☐ 氏名、住所は、住民票の記載通りに記入してください。 ☐ 連帯保証人の欄は、必ず連帯保証人にて記入・押印してください。 ☐ 申請者と連帯保証人の印鑑は別々のものを使用してください。 ☐ 修了した研修名等は、資格者証・修了証明書等の写しと一致するように記入してください。	
利用計画書 〔別記第 17 号様式〕		
資格者証・修了証明書等の写し	☐ 研修実施機関が発行している初任者研修以上の資格者証・修了証明書等のコピーを提出してください。 ※ 受講中等の方は、2 年以内に研修修了証を提出してください。	
雇用（内定）証明書 〔様式道社協①号〕	☐ 就職する法人・事業所に記入してもらってください。 ☐ 記入もれ（記入例参照）、押印もれがないか確認してください。 ※ 申請は、雇用開始日から 3 ヶ月以内のものに限ります。	
申請者の住民票（原本）	☐ 申請者と連帯保証人の住民票（原本）を提出してください。 ※ 発行から 3 ヶ月以内のものに限ります（マイナンバー、住民票コード、備考欄の記載がないもの）。	
連帯保証人の住民票（原本）		
申請者の戸籍謄本（原本）	☐ 申請者の戸籍謄本（原本）を提出してください。 ※ 発行から 3 ヶ月以内のものに限ります。	
連帯保証人の生計状況（所得）が確認できる書類	☐ 源泉徴収票（写）、課税証明書（原本）、所得証明書（原本）、確定申告（写）等のいずれかを提出してください。	

郵送等で提出する際に

切り離してご利用ください。

【お願い】

- ①必ず簡易書留でお送りください。
- ②はがれないようにしっかり糊付けしてください。
- ③他の目的にはご使用にならないでください。



【提出先】点線の切り取り線に沿って裁断してください。

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地

かでる 2・7 3 階

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

北海道福祉人材センター 行

【介護分野就職支援金貸付申請書在中】

令和5年度

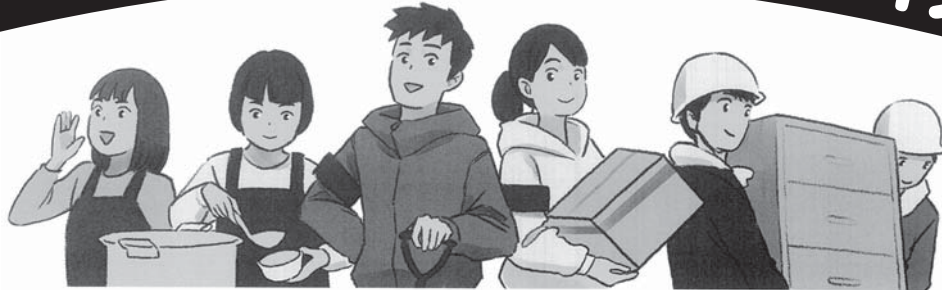
<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
保険金の種類				
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12223 より抜粋して作成)

令和5年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額

	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応		
身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用		
事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償
 - 休業補償から各種対応費用までワイドな安心
 - ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
 - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
 - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 使用者賠償責任補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償
- ⑤ 役員・職員の傷害事故補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

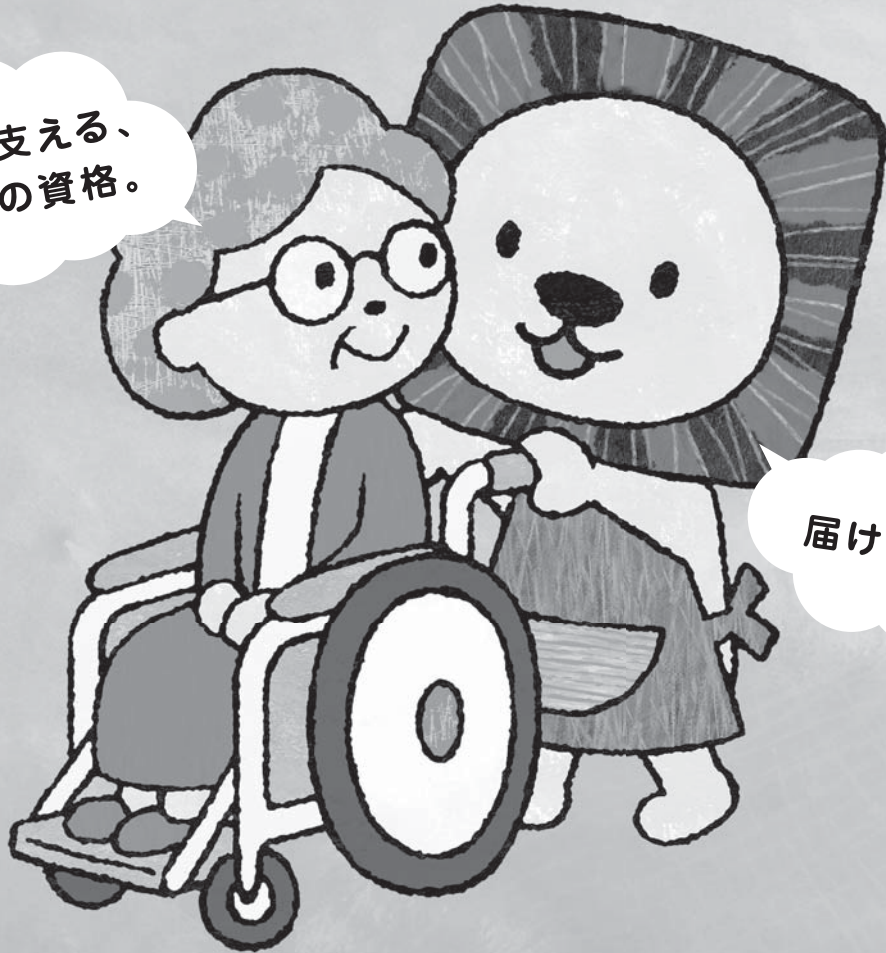
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12033 から抜粋)

介護福祉士等の資格を お持ちの皆さん

あなたを支える、
せっきくの資格。



届け出してね。

資格を
取得した時に



研修を
修了した時に



一時的に職場を
離れる時に



ステップアップ
の時に



届け出るだけで、福祉・介護の仕事の各種相談・サポートが受けられる
届出制度をご活用ください

届出できる 資格・研修

介護福祉士

介護職員
初任者研修

介護職員
実務者研修

旧ホームヘルパー
養成研修1級・2級課程

旧介護職員
基礎研修

入門的研修

保育士

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
北海道福祉人材センター

☎011-272-6662



福祉のお仕事

www.fukushi-work.jp

検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

介護分野就職支援金貸付事業 貸付申請の手引き

- ・ 発行日 令和 5 年 6 月
- ・ 発 行 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地かでの 2. 7

TEL 011-272-6662

URL <http://hfjc.jp/>